契約変更理由書

神戸市

工　事　名	中山手公園施設改修工事

契約変更後の工事概要

	（当初）	（変更）
レンガ沿い中木伐根	―	11本
樹木伐採・伐根（C180～209）	―	3本
樹木伐採・伐根（C210～240）	―	1本
笠石縁石工	―	１式
レンガベンチ工	―	１式
交通誘導警備員	―	10人
施工合理化調査費	―	１式

契約変更の理由

（設計変更の理由）

・レンガは当初リサイクルレンガとして処分の予定であったが、付着物が多く、ガラ扱いでの処分となるため増額となる

・レンガ目地に入り込んだレンガ塀沿いの中木伐採、伐根が増となる

・当初想定していた箇所以外にも支障となる木があり、伐採伐根対象木が増となる

・当初からレンガ塀が崩れており、笠石やレンガは再利用不可能との認識ですべて撤去処分の計画をしていたが、現地精査をした段階で、一部資材が再利用可能なことがわかった。法面洗堀防止を軽減するため、現場発生品笠石を縁石に、現場発生品レンガについてもベンチウォールとしてリサイクル利用することで有効利用を図るため、笠石縁石工及びレンガベンチ工が増工となる。

・当初想定していたよりも、歩行者が多く、現場周辺道路が狭いことから、近隣住民からの要望により、搬入搬出時に道路通行者の安全確保のため、交通誘導警備員が増工となる。

・当初は予定していなかったが、施工合理化調査の対象工事になったため、調査費が増となる。

・その他現地精査の結果、数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）